



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- | | | | |
|-----|--|--------------|----|
| *30 | 和歌山県税条例の一部を改正する条例 | (税務課)..... | 3 |
| *31 | 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | (市町村課)..... | 18 |
| *32 | 和歌山県景観条例の一部を改正する条例 | (都市政策課)..... | 20 |
| *33 | 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 20 |
| *34 | 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (建築住宅課)..... | 23 |
| *35 | 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 | (")..... | 24 |

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正等を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

ア 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用を令和20年度分まで、適用の対象となる居住年を令和7年まで延長する等の措置を講ずることとしました。(附則第6項の6、附則第28項、附則第28項の2及び附則第32項関係)

イ 個人の県民税の上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等の措置を講ずることとしました。(附則第11項の6関係)

ウ 個人の県民税の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、適用要件を所得税と一致させる等の措置を講ずることとしました。(附則第14項の2の9、附則第14項の2の11及び附則第14項の2の12関係)

(2) 不動産取得税

不動産を取得した者であつて、当該取得をした日から60日以内に不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(当該申請が却下された場合を除く。)は、知事が不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めた場合を除き、不動産取得税に係る県に対する申告を要しないものとする事としました。(第42条の19関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 1の(1)アの規定及び附則第13項の4の改正規定並びに附則第2項から第5項までの規定
令和5年1月1日

(2) 1の(2)の規定、第42条の23、第42条の25、第42条の27の2第3項並びに第42条の27の3第3項及び第6項の改正規定、同条を第42条の27の4とし、第42条の27の2の次に1条を加える改正規定、第42条の27の4の次に3条を加える改正規定並びに附則第10項の2の3の改正規定並びに附則第8項の規定
令和5年4月1日

(3) 1の(1)イ及びウの規定、第24条の4の改正規定並びに附則第14項の2の3、第14項の2の7及び第14項の2の8の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 令和6年1月1日

◇ 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額を引き上げました。(第4条、第5条の4及び第8条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県景観条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県景観審議会に部会を置くことができることとしました。(第22条の2関係)

2 施行期日

令和4年10月1日から施行します。

◇ 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

管理不全状態にある建築物等に係る建築物所有者等に対して、当該管理不全状態の改善に関し必要な助言又は指導をすることができることとするほか、所要の改正を行うこととしました。(第1条～第5条関係)

2 施行期日

令和4年10月1日から施行します。ただし、第3条第2項第4号及び第5号並びに第4条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、特定公共賃貸住宅の入居者の資格の要件を改めるほか、規定の整備を行いました。(第2条、第6条、第9条及び第28条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、同法第5条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定めるとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う管理組合によるマンションの管理に関する計画の認定の申請等に対する審査に係る手数料の額の設定を行うほか、所要の改正等を行うこととしました。(別表第3第13項関係)

2 施行期日

次の改正の区分に応じ、それぞれに定める日から施行します。

(1) 別表第3第13項第11号の改正規定(同号ア(ア) a中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改める部分に限る。)及び同項第16号の次に1号を加える改正規定 公布の日

(2) 別表第3第13項第11号の改正規定(同号ア(ア) a中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改める部分を除く。) 令和4年10月1日

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第30号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第24条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について第36条の9から第36条の14までの規定により配当割額を課された場合又は法第32条第15項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額(租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額をいう。以下この条及び第36条の15において同じ。)に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について第36条の15から第36条の20までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第23条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例) 第42条の15 略 2～7 略 8 知事は、第4項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該住宅の取得が第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認めるときは、第4項の規定にかかわらず、<u>第1項又は第3項の規定を適用する。</u> 9～11 略</p> <p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務) 第42条の19 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、<u>当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)</u>は、この限りでない。 (1)～(5) 略 2 前項ただし書の場合においても、知事は、<u>不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項各号に掲げる事項を申告させるものとする。</u></p> <p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知) 第42条の23 市町村長は、法第73条の18第4項の規定により送付又は通知する場合には、当該不</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第24条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について第36条の9から第36条の14までの規定により配当割額を課された場合又は法第32条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額(租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額をいう。以下この条及び第36条の15において同じ。)に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について第36条の15から第36条の20までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第23条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例) 第42条の15 略 2～7 略 8 知事は、第4項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該住宅の取得が第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、第4項の規定にかかわらず、<u>第1項の規定を適用する。</u> 9～11 略</p> <p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務) 第42条の19 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知) 第42条の23 市町村長は、法第73条の18第3項の規定によって送付又は通知する場合においては</p>

動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産の状況の変化その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知しなければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第42条の24 略

2～8 略

9 第1項から第3項までの減額の申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第42条の25 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第42条の27の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限る。)にあつては当該土地の取得の日から6月以内の期間を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

2 前項の申告及び徴収猶予の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨

3 前項の規定による申請書の提出は、次の各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 前条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得 納期限又は当該取得の日から2年を経過する日のいずれか早い日

(2) 前条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得 納期限又は当該取得の日から1年を経過する日のいずれか早い日

(3) 前条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得 納期限又は当該取得の日から1年6月を経過する日のいずれか早い日

(4) 前条第3項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第42条の27の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限る。) 納期限又は当該取得の日から6月を経過する日のいずれか早い日

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第42条の27の2 略

2 前項の減額の申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得

、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産の状況の変化その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知しなければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第42条の24 略

2～8 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第42条の25 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第42条の27の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限る。)にあつては当該土地の取得の日から6月以内の期間を限って当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

2 前項の徴収猶予の申請をする者は、第42条の19の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、次に掲げる事項を記載した申請書を併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第42条の27の2 略

2 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の

の日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

- 4 第42条の25第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第1項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第42条の25第3項中「次の各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日」とあるのは、「納期限又は当該取得の日から6月を経過する日のいずれか早い日」と読み替えるものとする。

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)

- 第42条の27の3 知事は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から1年以内に、土地若しくは家屋を収用することができる事業（以下この項において「公共事業」という。）の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして施行令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項、第4項及び第7項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあっては、施行令で定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。
- 2 前項の減額の申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。
- 4 前項の申告及び徴収猶予の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を納期限又は当該取得の日から1年を経過する日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- (1) 納税者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 取得した不動産及び被収用不動産等となる不動産が土地である場合には、当該土地の所在、地番、地目及び地積
 - (3) 取得した不動産及び被収用不動産等となる不動産が家屋である場合には、当該家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (4) 当該不動産の取得年月日及び被収用不動産等となる不動産の被収用予定年月日又は譲渡予定年月日

日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

- 3 第42条の25第2項及び前2条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第1項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

- (5) 被収用不動産等となる不動産の固定資産課税台帳に登録された価格
- (6) 第1項の規定の適用があるべき旨
- (7) その他知事において必要と認める事項
- 5 第42条の26の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。
- 6 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。
- 7 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 取得した不動産及び被収用不動産等が土地である場合には、当該土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 取得した不動産及び被収用不動産等が家屋である場合には、当該家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 当該不動産の取得年月日及び被収用不動産等の被収用年月日又は譲渡年月日
- (5) 被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格
- (6) 当該不動産に対する不動産取得税の税額及び納付年月日
- (7) その他知事において必要と認める事項

（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第42条の27の4 略

- 2 前項の納税義務の免除の申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。
- 4 前項の申告及び徴収猶予の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項の規定の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、納期限又は当該取得の日から2年を経過する日のいずれか早い日までにこれを知事に提出しなければならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 譲渡担保財産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積
- (4) 譲渡担保財産が家屋である場合には、家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (5) 略
- (6) 第1項の規定の適用があるべき旨
- (7) 略
- 5 第42条の26の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。
- 6 略
- 7 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 譲渡担保財産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積
- (4) 譲渡担保財産が家屋である場合には、家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (5)～(7) 略

（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第42条の27の3 略

- 2 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が事実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。
- 3 前項の徴収猶予の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項の規定の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、第42条の19の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- 4 第42条の26の規定は、第2項の規定による徴収猶予について準用する。
- 5 略
- 6 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1)・(2) 略
- (3)～(5) 略

- (再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)
- 第42条の27の5 知事は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の2第3項に規定する再開発会社(以下この条において「再開発会社」という。)が同法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い同法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分(以下この条において「建築施設の部分」という。)を取得した場合において同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日に同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者(以下この条において「譲受け予定者」という。)が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第2条第4号に規定する公共施設(以下この条において「公共施設」という。)の用に供する不動産を取得した場合において同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。
- 2 前項の納税義務の免除の申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があった日の翌日までの期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。
- 4 前項の申告及び徴収猶予の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項の規定の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、納期限又は建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があった日の翌日のいずれか早い日までにこれを知事に提出しなければならない。
- (1) 納税者の住所、名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称)
- (2) 建築施設の部分の取得にあつては譲受け予定者、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては国又は地方公共団体の住所及び名称
- (3) 取得した不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積
- (4) 取得した不動産が家屋である場合には、家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (5) 当該不動産の取得年月日
- (6) 第1項の規定の適用があるべき旨
- (7) その他知事において必要と認める事項
- 5 第42条の26の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。
- 6 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該再開発会社の

- 申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 7 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住所、名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称）
 - (2) 建築施設の部分の取得にあつては譲受け予定者、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては国又は地方公共団体の住所及び名称
 - (3) 取得した不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積
 - (4) 取得した不動産が家屋である場合には、家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (5) 当該不動産の取得年月日及び建築施設の部分の取得にあつては再開発会社から譲受け予定者に当該建築施設の部分を移転した年月日、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては再開発会社から国又は地方公共団体に当該不動産を移転した年月日
 - (6) 還付を受けようとする徴収金額及びその納付年月日
 - (7) その他知事において必要と認める事項

（農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

- 第42条の27の6 知事は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1号に掲げる事業（同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間（当該貸付期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この項及び第7項第3号において「農地売買事業」という。）の実施により施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合には、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（同日から5年以内に、これらの土地について土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業で同項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日として施行令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間）に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収金を免除する。
- 2 前項の納税義務の免除の申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から5年以内の期間（当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日までの期間）を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。
- 4 前項の申告及び徴収猶予の申請をする者は、

次に掲げる事項を記載した申請書に第1項の規定の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、納期限又は当該取得の日から5年を経過する日(当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日)のいずれか早い日までにこれを知事に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所、名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称)

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地の取得年月日

(4) 第1項の規定の適用があるべき旨

(5) その他知事において必要と認める事項

5 第42条の26の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。

6 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所、名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称)

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地の取得年月日及び当該土地を農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資した年月日

(4) 還付を受けようとする徴収金額及びその納付年月日

(5) その他知事において必要と認める事項

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第42条の27の7 知事は、土地改良区が土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地(施行令で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の納税義務の免除の申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

4 前項の申告及び徴収猶予の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項の規定の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、納期限又は当該取得の日から2年を経過する日のいずれか早い日までにこれを知事に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所、名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称)

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地の取得年月日

(4) 第1項の規定の適用があるべき旨

(5) その他知事において必要と認める事項

5 第42条の26の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。

6 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、

当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

- 7 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住所、名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称)
 - (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
 - (3) 土地の取得年月日及び当該土地の譲渡年月日
 - (4) 還付を受けようとする徴収金額及びその納付年月日
 - (5) その他知事において必要と認める事項

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除) 6の3～6の5 略

6の6 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)
- (2) 略

6の7 前項の規定の適用がある場合における第24条の3及び第24条の4の規定の適用については、第24条の3中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6項の6」と、第24条の4中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6項の6」とする。

6の8 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

10の2の2 略

10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項並びに第42条の

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除) 6の3～6の5 略

6の6 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第17項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)
- (2) 略

6の7 前項の規定の適用がある場合における法第37条の3及び第37条の4の規定の適用については、法第37条の3中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の4の2第1項」と、法第37条の4中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の4の2第1項」とする。

6の8 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

10の2の2 略

10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第42条の25

25第1項及び第3項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年）」と、第42条の25第1項及び第3項第1号中「2年」とあるのは「3年（同号に規定する施行令で定める場合には、4年）」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

11の5 略

11の6 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

13の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得（附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 略

13の4 附則第13項の2（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税

第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年）」と、第42条の25第1項中「2年」とあるのは「3年（同号に規定する施行令で定める場合には、4年）」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

11の5 略

11の6 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第21条及び第23条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

- (1) 法第32条第13項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 法第32条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

13の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得（附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 略

13の4 附則第13項の2（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税

義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第13項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

13の4の2 略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

14の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等(以下この項及び次項において「特定管理株式等」という。)又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令で定める金額は附則第14項の2の10に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項、附則第14項の2、次項、附則第14項の2の5、附則第14項の2の9、附則第14項の2の10、附則第14項の2の12及び附則第14項の2の13の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

14の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。)に係る同条第1項に規定する振替口座簿(附則第14項の2の15において「振替口座簿」という。)に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡(同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項、附則第14項の2の10、附則第14項の2の15及び附則第14項の2の20において同じ。)をした場合には、施行令で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等(附則第14項の2の15、附則第14項の2の26、附則第14項の2の28及び附則第14項の2の29において「株式等」という。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の5・14の2の6 略

(源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

14の2の7 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、施行令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等(所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。)及び配

義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第13項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

13の4の2 略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

14の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等(以下この項及び次項において「特定管理株式等」という。)又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令で定める金額は附則第14項の2の10に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項、附則第14項の2、次項、附則第14項の2の5、附則第14項の2の9から附則第14項の2の13までの規定その他の県民税に関する規定を適用する。

14の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。)に係る同条第1項に規定する振替口座簿(附則第14項の2の15において「振替口座簿」という。)に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡(同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項、附則第14項の2の10、附則第14項の2の15、附則第14項の2の18及び附則第14項の2の20において同じ。)をした場合には、施行令で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等(附則第14項の2の15、附則第14項の2の26、附則第14項の2の28及び附則第14項の2の29において「株式等」という。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の5・14の2の6 略

(源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

14の2の7 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この項及び附則第14項の2の11において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、施行令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等(所得税法第23条第1項に規定する

当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の8 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第36条の12に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、第36条の13の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第18条第1項第6号並びに第36条の12及び第36条の13の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、同条中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日(施行令で定める場合にあつては、施行令で定める日)」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

14の2の9 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(租税特別措置法第37条の12の2第9項(同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第12条第1項の規定による申告書を含む。附則第14項の2の12において「確定申告書」という。)を提出した場合(租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る。)に限り、法附則第35条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第11項の5に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

14の2の10 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の12の2第2項第1号から第10号までに掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。附則第14項の2の13において「上場株式等の譲渡」という。)をしたことにより生じた損失の金額として施行令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令で定めるところにより計算した金額をいう。

14の2の11 削除

14の2の12 県民税の所得割の納税義務者の前年

利子等をいう。)及び配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の8 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(附則第14項の2の11において「源泉徴収選択口座」という。)が開設されている第36条の12に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、第36条の13の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第18条第1項第6号並びに第36条の12及び第36条の13の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、同条中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日(施行令で定める場合にあつては、施行令で定める日)」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

14の2の9 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第25条の3第1項の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、法附則第35条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第11項の5に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

14の2の10 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の12の2第2項第1号から第10号までに掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として施行令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として施行令で定めるところにより計算した金額をいう。

14の2の11 附則第14項の2の9の県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、法第32条第13項に規定する特定配当等申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

14の2の12 県民税の所得割の納税義務者の前年

前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき(租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。)に限り、法附則第35条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第11項の5に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(附則第14項の2の9の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、法附則第35条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第11項の5に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(附則第14項の2の9の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

14の2の13・14の2の14 略

14の2の13・14の2の14 略

(狩猟税の課税免除)

22 知事は、県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第7項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項から附則第22項の4までにおいて「鳥獣保護管理法」という。)第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、令和6年3月31日までに行われた場合には、第133条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

(狩猟税の課税免除)

22 知事は、県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項から附則第22項の4までにおいて「鳥獣保護管理法」という。)第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、令和6年3月31日までに行われた場合には、第133条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

22の2 略

22の2 略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

28 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

28 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
附則第6項の6第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第

略		
附則第6項の6第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第17項まで若しくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第

		10項から第19項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
略	略	略

28の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第6項の8の規定は、適用しない。

略	略	略
附則第6項の6第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項まで

28の3・29 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

32 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の8及び附則第28項の3の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

		10項から第17項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
略	略	略

28の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第9項までの規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第6項の8の規定は、適用しない。

略	略	略
附則第6項の6第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第9項まで

28の3・29 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

32 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の6の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

32の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の6、附則第6項の8及び附則第28項の3の規定の適用については、附則第6項の6中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項、附則第6項の8及び附則第28

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

33 略

34 前項の規定の適用がある場合における第42条の25第1項及び第42条の27の2第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	
第42条の27の2第3項	略	略

項の3中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

33 略

34 前項の規定の適用がある場合における第42条の25第1項及び第42条の27の2第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	
第42条の27の2第2項	略	略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6項の6、第13項の4、第28項及び第28項の2の改正規定、附則第32項の前の見出し及び同項を削る改正規定、附則第32項の2の改正規定並びに同項を第32項とし、同項に見出しを付する改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 令和5年1月1日

(2) 第42条の19、第42条の23、第42条の25、第42条の27の2第3項並びに第42条の27の3第3項及び第6項の改正規定、同条を第42条の27の4とし、第42条の27の2の次に1条を加える改正規定、第42条の27の4の次に3条を加える改正規定並びに附則第10項の2の3の改正規定並びに附則第8項の規定 令和5年4月1日

(3) 第24条の4の改正規定並びに附則第11項の6、第14項の2の3、第14項の2の7から第14項の2の9まで、第14項の2の11及び第14項の2の12の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 令和6年1月1日

(県民税に関する経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例(以下「5年新条例」という。)附則第6項の6から第6項の8までの規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。)第11条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。附則第5項において「新租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。附則第5項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法(附則第4項及び第5項において「旧租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。附則第4項及び第5項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその

者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 5年新条例附則第28項の2及び第28項の3の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。附則第5項において「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第5項において同じ。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び附則第5項において「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び附則第5項において同じ。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 4 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における附則第1項第1号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第32項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第6項の6の規定による控除については、なお従前の例による。
- 5 5年新条例附則第32項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（次項において「6年新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 7 6年新条例附則第14項の2の12の規定の適用については、令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和2年から令和4年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る和歌山県税条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第30号）による改正前の和歌山県税条例附則第14項の2の12に規定する申告書（その提出期限後におい

て県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。))」と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書(当該年が令和3年又は令和4年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書)を連続して」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

8 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例第42条の19、第42条の25及び第42条の27の2から第42条の27の7までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第31号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万6,100円を超える場合には、<u>1万6,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料</p>

の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第5条の4 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする。）

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第5条の4 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 37万5,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする。）

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に57万3,030円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

和歌山県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第32号

和歌山県景観条例の一部を改正する条例

和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第22条 略</p> <p>(部会)</p> <p><u>第22条の2 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会に属する委員は、会長が指名する。</u></p> <p><u>3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会の会務を総理する。</u></p> <p><u>5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p><u>6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</u></p> <p><u>7 第21条の規定は、部会について準用する。</u></p>	<p>第22条 略</p>

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第33号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（平成23年和歌山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、著しく劣悪な景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、建築物等の外観に関し、関係者の維持保全の責務を定めるとともに、特に著しい破損、腐食等が生ずることにより周辺の良好な景観に対し著しく支障となる状態の制限その他の必要な事項を定めることにより、県民の生活に密着した景観の保全を図り、もって県民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>建築物等</u> 建築物その他の土地に定着する工作物をいう。</p> <p>(2) <u>建築物所有者等</u> 建築物等の所有者、管理者又は占有者をいう。</p> <p>(3) <u>景観支障状態</u> 建築物等の外観が次のいずれにも該当する状態をいう。 <u>ア 規則で定める程度に著しい破損、腐食等が生じている状態</u> <u>イ 周辺の良好な景観に対して著しく不調和である状態</u></p> <p>(4) <u>管理不全状態</u> 建築物等の外観が将来において景観支障状態になるおそれのある状態として、次のいずれにも該当する状態をいう。 <u>ア 規則で定める程度の破損、腐食等が生じている状態</u> <u>イ 周辺の良好な景観に対して著しく不調和となるおそれのある状態</u></p> <p>(建築物所有者等の責務)</p> <p>第2条 建築物所有者等は、その建築物等の外観が、著しい破損、腐食等を生ずることにより周辺の良好な景観に対し支障とならないよう適切に維持保全をするように努めなければならない。</p> <p>(管理不全改善措置の助言又は指導)</p> <p>第2条の2 知事は、管理不全状態にある建築物等について、当該管理不全状態にある建築物等に係る建築物所有者等に対し、当該管理不全状態の改善に関し必要な助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、次条第2項各号（第6号を除く。）に掲げる建築物等に係る建築物所有者等には、適用しない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による助言又は指導をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより調査を行わなければならない。この場合において、知事は、建築物所有者等に対し、当該調査に関し必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 知事は、第1項の規定による助言又は指導を</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、著しく劣悪な景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、建築物等（建築物その他の土地に定着する工作物をいう。以下同じ。）の外観に関し、関係者の維持保全の責務を定めるとともに、特に著しい破損、腐食等が生ずることにより周辺の良好な景観に対し著しく支障となる状態の制限その他の必要な事項を定めることにより、県民の生活に密着した景観の保全を図り、もって県民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(建築物所有者等の責務)</p> <p>第2条 建築物等の所有者、管理者又は占有者（以下「建築物所有者等」という。）は、その建築物等の外観が、著しい破損、腐食等を生ずることにより周辺の良好な景観に対し支障とならないよう適切に維持保全をするように努めなければならない。</p>

しようとする場合において、必要があると認めるときは、和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）第18条第1項に規定する和歌山県景観審議会（以下「和歌山県景観審議会」という。）の意見を聴くことができる。

- 5 知事は、管理不全状態にある建築物等に係る建築物所有者等（第1項の規定による助言又は指導を受けた者に限る。）が当該管理不全状態の改善を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、当該管理不全状態の改善に関し必要な支援を行うことができる。

。

（景観支障状態の制限）

第3条 建築物等の外観については、景観支障状態であってはならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる建築物等については、適用しない。

(1)～(3) 略

(4) 和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により指定文化財として指定され、又は同条例第3条の5の規定により登録文化財として文化財に関する登録台帳に登録された建築物等

(5) 文化財保護法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定により重要な文化財として指定され、又は同条例第3項の規定に基づく市町村の条例の規定により登録文化財として文化財に関する登録簿に登録された建築物等

(6)・(7) 略

（景観支障除去措置の要請）

第4条 次に掲げる者は、規則で定めるところにより、知事に対し、外観が景観支障状態にある建築物等（以下「景観支障建築物等」という。）に係る建築物所有者等に除却、修繕その他の景観上の支障を除去するために必要な措置（以下「景観支障除去措置」という。）を行わせるための要請（以下「要請」という。）をすることができる。

(1) 景観支障建築物等から規則で定める距離以内の区域に居住する18歳以上の者又は土地の所有権若しくは借地権を有する者（当該景観支障建築物等に係る建築物所有者等その他規則で定める者を除く。次項及び第4項並びに第8条においてこれらを「周辺住民等」という。）

(2) 略

2～4 略

（景観支障除去措置の助言、指導及び勧告）

第5条 知事は、第3条第2項各号に掲げる建築物等を除き、和歌山県景観条例第11条の7に規定する区域内に存する景観支障建築物等又は要請に係る景観支障建築物等について、景観支障除去措置を行うことが必要と認められる場合は、当該景観支障建築物等に係る建築物所有者等に対し、景観支障除去措置をとることを助言又は指導することができる。

2・3 略

- 4 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る建築物所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、当該勧告に係る建築物等の所在地を管轄する市町村の長及び和歌山県景観審議会の意見（市町村の長の要

（景観支障状態の制限）

第3条 建築物等の外観については、次のいずれにも該当する状態（以下「景観支障状態」という。）であってはならない。

(1) 規則で定める程度の特^ニ著しい破損、腐食等が生じている状態

(2) 周辺の良好な景観に対して著しく不調和である状態

- 2 前項の規定は、次に掲げる建築物等については、適用しない。

(1)～(3) 略

(4) 和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により指定文化財として指定された建築物等

(5) 文化財保護法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定により重要な文化財として指定された建築物等

(6)・(7) 略

（景観支障除去措置の要請）

第4条 次に掲げる者は、規則で定めるところにより、知事に対し、外観が景観支障状態にある建築物等（以下「景観支障建築物等」という。）に係る建築物所有者等に除却、修繕その他の景観上の支障を除去するために必要な措置（以下「景観支障除去措置」という。）を行わせるための要請（以下「要請」という。）をすることができる。

(1) 景観支障建築物等から規則で定める距離以内の区域に居住する20歳以上の者又は土地の所有権若しくは借地権を有する者（当該景観支障建築物等に係る建築物所有者等その他規則で定める者を除く。次項及び第4項並びに第8条においてこれらを「周辺住民等」という。）

(2) 略

2～4 略

（景観支障除去措置の助言、指導及び勧告）

第5条 知事は、第3条第2項各号に掲げる建築物等を除き、和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）第11条の7に規定する区域内に存する景観支障建築物等又は要請に係る景観支障建築物等について、景観支障除去措置を行うことが必要と認められる場合は、当該景観支障建築物等に係る建築物所有者等に対し、景観支障除去措置をとることを助言又は指導することができる。

2・3 略

- 4 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る建築物所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、当該勧告に係る建築物等の所在地を管轄する市町村の長及び和歌山県景観条例第18条第1項に規定する和

請による手続を経て勧告をしようとするときにおいては、和歌山県景観審議会の意見）を聴かななければならない。

和歌山県景観審議会（以下この項及び次条第2項において「和歌山県景観審議会」という。）の意見（市町村の長の要請による手続を経て勧告をしようとするときにおいては、和歌山県景観審議会の意見）を聴かななければならない。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号及び第5号並びに第4条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第34号

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) <u>同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する同居親族等をいう。</u> (4) <u>所得 省令第1条第4号に規定する所得をいう。</u></p> <p>(入居者の資格) 第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 所得が中位にある者でその所得が規則で定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、<u>同居親族等があるもの</u></p> <p>(2) 略 2 略</p> <p>(入居者の選定の特例) 第9条 知事は、<u>同居親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者</u>で知事が定めるものについては、省令第29条の規定により入居者を選定することができる。</p> <p>(入居の承継) 第28条 特定公共賃貸住宅の入居者が死亡し、又はその同居親族等（<u>現に入居者と同居していた者に限る。以下この条において同じ。</u>）を残して退去した場合において、当該同居親族等が引</p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第3号に規定する所得をいう。</u></p> <p>(入居者の資格) 第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 所得が中位にある者でその所得が規則で定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、<u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第27条において同じ。）があるもの</u></p> <p>(2) 略 2 略</p> <p>(入居者の選定の特例) 第9条 知事は、<u>同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者</u>で知事が定めるものについては、省令第29条の規定により入居者を選定することができる。</p> <p>(入居の承継) 第28条 特定公共賃貸住宅の入居者が死亡し、又はその同居の親族を残して退去した場合において、当該同居の親族が引き続き当該特定公共賃貸住宅に入居しようとするときは、当該入居の</p>

き続き当該特定公共賃貸住宅に入居しようとするときは、当該入居の承継の理由となるべき事実の発生後30日以内に、規則の定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

承継の理由となるべき事実の発生後30日以内に、規則の定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第5条に規定する災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として規則で定めるもの（以下この項において「特別の事情がある者」という。）から同日前に第7条第1項の規定による入居の申込みがされ、かつ、同日以後に同条第2項の規定により入居者が決定されることとなる場合における当該特別の事情がある者に係る第6条第1項に規定する入居者の資格については、この条例による改正後の和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第35号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料 (第2条関係) 1～12 略 13 土木関係事務 (1)～(10) 略 (11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務 ア 法第5条第1項から第7項までの規定に基づく認定の申請に対する審査 (7) 法第6条第2項の規定に基づく申出がない場合 a 申請に係る住宅(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号において同じ。)が一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下この号において「規則」という。)第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下この号において同じ。)である場合の 手数料の額は、当該申請に係る住宅の戸数1戸につき、次の表のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px; text-align: center;">略</div>	<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料 (第2条関係) 1～12 略 13 土木関係事務 (1)～(10) 略 (11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務 ア 法第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査 (7) 法第6条第2項の規定に基づく申出がない場合 a <u>建築しようとする住宅</u>(法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号において同じ。)が一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下この号において「規則」という。)第4条第1項第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下この号において同じ。)である場合の 手数料の額は、申請に係る住宅の戸数1戸につき、次の表のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px; text-align: center;">略</div>

b 申請に係る住宅が共同住宅等（規則第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。以下この号において同じ。）である場合の手数料の額は、当該申請に係る住宅の棟数1棟につき、次の表のとおりとする。

略

- (イ) 略
- イ～オ 略
- (12)～(16) 略
- (17) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務
 - ア 法第5条の3第1項の規定に基づく管理組合によるマンションの管理に関する計画（以下この号において「管理計画」という。）の認定の申請又は法第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査（法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが、当該管理計画が法第3条第2項第3号に規定するマンション管理適正化指針に照らして適切なものであり、かつ、法第5条の4第1号から第3号までに掲げる基準に適合するものであることを証する書面（以下この号において「事前確認適合証」という。）の添付がある場合）1件につき 長期修繕計画（マンションの修繕に関する長期の計画をいう。以下この号において同じ。）の数が1のときにあつては4,100円、長期修繕計画の数が2以上であるときにあつては4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額
 - イ 法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請又は法第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査（事前確認適合証の添付がない場合）1件につき 長期修繕計画の数が1のときにあつては26,700円、長期修繕計画の数が2以上であるときにあつては26,700円に1を超える長期修繕計画の数に15,300円を乗じて得た額を加算した額

14～20 略

b 建築しようとする住宅が共同住宅等（規則第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。以下この号において同じ。）である場合の手数料の額は、申請に係る住宅の棟数1棟につき、次の表のとおりとする。

略

- (イ) 略
- イ～オ 略
- (12)～(16) 略

14～20 略

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3第13項第11号の改正規定（同号ア(ア) a 中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改める部分に限る。）及び同項第16号の次に1号を加える改正規定 公布の日
- (2) 別表第3第13項第11号の改正規定（同号ア(ア) a 中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改める部分を除く。） 令和4年10月1日